

キ 住民、市町村等とのコミュニケーション

- ①事業が社会的に認知され、円滑な事業開始や供用を行うためには、住民や市町村等、地域に受け入れられることが重要であり、そのためには、できる限り早い段階から関係者とコミュニケーションを行うことが必要である。
 - ・また、環境影響評価の開始後に大幅な事業変更となる自体を避けるという観点からも、早い段階からのコミュニケーションが必要である。
 - ・必ずしも条例において手続として定められているものだけではなく、任意の説明会、ヒアリングやアンケート等を活用しながら、住民や市町村等と濃密なコミュニケーションを行うこと。
- ②環境影響評価は、事業計画に環境配慮を組み込んでいく過程を広く公開する仕組みでもあるから、様々な主体の意見と事業者の見解については、公開が必要である。

(検討結果の整理)

第16条 第14条第1項の規定による環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- (1) 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
- (4) 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (5) 代償措置にあっては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容

[解説]

環境保全措置を検討した結果について、明らかにすべき事項を列挙しこれを整理することを明示したものである。

(1) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響

環境保全措置の実施に際しては、例えば、騒音対策としての防音壁が日照阻害や景観上の支障を引き起こす場合や、人工湿地の造成によって造成場所に生育する既存の重要な植物群落が消滅する場合、道路が重要な植物群落を迂回することによって騒音の影響を受けやすい病院や学校の近くを通過することになる場合のように当該項目に対しては十分な効果が認められても、他の環境要素や、他の場所等に対して新たな環境影響を引き起こすことがあり得る。このような場合に、その内容と程度を検討することとしているが、新たに引き起こす環境影響が問題となるかどうかを十分に検討し、必要に応じ環境保全措置の追加や修正を適切に行うことが重要である。

(2) 損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容

代償措置の内容に関して、損なわれる環境要素と創出しようとする環境要素との関係を検討し、整理するものである。具体的には、同じ位置で代償するのか、別の場所で代償するのか、あるいは、損なわれる環境要素をすべて代償するのか、一部なのか、別の環境要素により代償するのか等を整理することとなる。量的な面に加え、質的な比較を行うことが重要であり、具体的には、例えば野生生物の生息・生育環境として重要な森林の喪失に対して、オープンスペースとしての公園や緑地を創出しても、野生生物の生息・生育に十分な質を伴わないものであれば、適切な代償とは認められないこととなる。

なお、環境要素に及ぼす影響を回避・低減するための環境保全措置が、他の環境要素に影響を及ぼすこともあるが、これについては、対象事業に係る環境影響の総合的な評価で検討することになる。

(事後調査の項目及び手法の選定に関する指針)

第17条 条例第4条第1項第3号の規定による事後調査の項目及び当該項目に係る調査を合理的に行うための手法の選定に関する指針については、次条及び第19条に定めるところによる。

[解説]

事業者による事後調査の項目及び手法の選定は、この指針の定めにより選定が行われるものであることを明示する確認的な内容である。

(事後調査の項目の選定)

第18条 対象事業に係る事後調査の項目の選定は、当該対象事業に係る環境影響評価の予測及び評価の項目について行うものとする。ただし、当該項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合にあっては、当該項目の削除を行うことができる。

- 2 前項の規定による選定に当たっては、第6条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。
- 3 対象事業に係る事後調査の手法を選定し、又は対象事業に係る事後調査を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定された項目の見直しを行うものとする。
- 4 第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、同項ただし書の規定により項目の削除を行った場合にあっては、その理由を明らかにできるよう整理するものとする。